
第8章

～ 防災指針に関する事項 ～

第8章 防災指針に関する事項

8-1 防災指針について

(1) 背景

近年、全国各地で自然災害が頻発・激甚化の傾向をみせており、そうした自然災害に対応するため、防災まちづくりの観点から、総合的な防災・減災対策を講じることが喫緊の課題となっています。

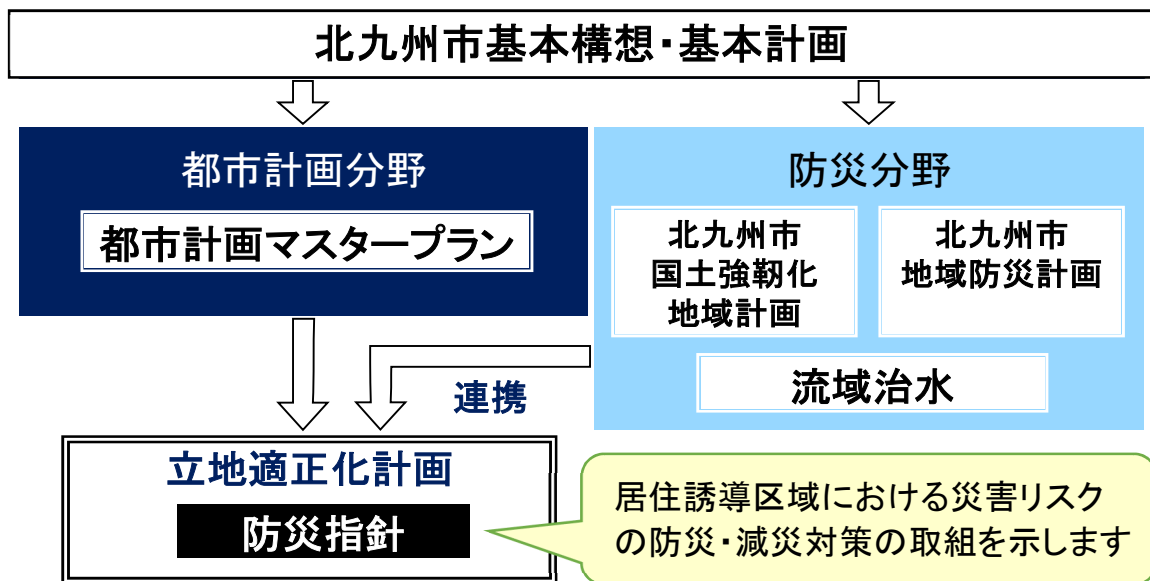
このような状況を受け、国において、令和2年（2020年）6月に「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律」が成立し、立地適正化計画において「防災指針」の作成が位置付けられました。

(2) 防災指針の目的

防災指針は、主に居住誘導区域内で行う防災対策・安全確保策を定めるものであり、居住や都市機能の誘導を図るうえで必要となる都市の防災機能確保に関する指針です。また、居住誘導区域内における災害リスクを出来る限り回避あるいは低減させるために、必要な防災・減災の取組を示していくものです。

本市の防災指針では、居住誘導区域における地域ごとの災害リスクを明確にし、そのリスクを回避・低減するための取組方針等を設定し、各分野のハード・ソフト対策の取組内容を明示したものになります。

(3) 防災指針の位置付け



防災指針の策定にあたっては、「国土強靱化地域計画」や「地域防災計画」などの各種計画との連携や「流域治水」の考え方も踏まえ、地域の特性を考慮して策定する必要があります。

「国土強靱化地域計画」や「地域防災計画」は、市域全体の広範囲に甚大な被害が生じる大規模な自然災害等を想定対象として防災に対する考え方を扱っており、「流域治水プロジェクト」については遠賀川水系や北九州圏域の二級水系などの河川流域を対象として、流域に関わる関係者が協働して水災害対策を行っています。

これら関連計画を踏まえ、居住誘導区域における災害リスクの防災・減災対策の取組を示します。

(4) 防災指針の検討の流れ

防災指針は、「立地適正化計画作成の手引き（国土交通省）」で示されている手順を参考として、以下の検討フローに基づき検討を進めます。

【防災指針の検討フロー】



(5) 対象とするハザード情報

防災指針の対象とする災害等については北九州市国土強靱化地域計画、北九州市地域防災計画で想定する災害と都市計画運用指針（国土交通省）の考え方を踏まえ、防災指針で対象とする災害ハザード情報は、各法令等に基づいて災害ハザードについての区域が公表されている情報を対象とします。

【国土強靱化地域計画・地域防災計画における市域全体で想定する災害】

災害の想定		国土強靱化地域計画	地域防災計画
風水害	洪水	水防法第14条に定める想定最大規模降雨	水防法第14条に定める想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域 ・ 最大規模の降雨量 (L2) ・ 計画規模降雨量(L1)
	雨水出水(内水)	水防法第14条の2に定める想定最大規模降雨	水防法第14条の2に定める想定最大規模降雨による雨水出水浸水想定区域
	高潮	水防法第14条の3に定める想定し得る最大規模の高潮による浸水の発生	同左
	土砂	土砂災害防止法に基づく土砂災害により被害を受けるおそれのある区域 ・ 土砂災害警戒区域 ・ 土砂災害特別警戒区域	同左
地震・津波		<p>【海底活断層による津波】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市内において西山断層を震源とするMw（モーメントマグニチュード）7.6の地震発生に伴い最高津波水位3.0mに到達すると想定 市内において対馬海峡東断層を震源とするMw7.4の地震発生に伴い最高津波水位4.6mに到達すると想定 市内において周防灘断層群主部を震源とするMw7.2の地震発生に伴い最高津波水位3.2mに到達すると想定 <p>【プレート境界周辺で起こる津波】</p> <ul style="list-style-type: none"> 太平洋沖の南海トラフによる巨大地震が想定 市内においてMw9.1の地震発生に伴い、最高津波水位3.5mに到達すると想定 <p>【地震】</p> <ul style="list-style-type: none"> 活断層による地震 小倉東断層M6.9、福智山断層M7.0、市内で震度6弱（一部6強）が想定 プレート境界周辺で発生する地震 南海トラフによる巨大地震M9.0を想定し、市内で震度5弱（一部5強）が想定 地下岩盤の活動による地震 M6.9の地震を想定し、市内で震度6弱（一部6強） 	同左

【流域治水プロジェクトで想定する災害】

災害の想定		遠賀川水系流域治水プロジェクト	北九州・宗像圏流域治水プロジェクト
風水害	洪水 土砂	令和元年東日本台風では、戦後最大を超える洪水により甚大な被害が発生したことを踏まえ、遠賀川水系においても、事前防災対策を進める必要があることから、以下の取り組みを実施していくことで、戦後最大の平成30年7月洪水と同規模の洪水及び気候変動による降雨量の増加に対して、本川の堤防からの越水を回避するなど、流域における浸水被害の軽減を図る	<p>令和元年東日本台風では、全国各地で戦後最大を超える洪水により甚大な被害が発生したことを踏まえ、福岡県の北九州・宗像圏においても事前防災対策を進める。</p> <p>本圏域のうち北九州ブロックは、平地が少なく山地が複雑に入り組んだ地域であり、平地の都市化は著しく人口・資産が集中している。洪水氾濫が発生すると甚大な被害が生じる本圏域の特性を踏まえ、あらゆる関係者が協働して流域治水の取り組みを推進し、浸水被害の軽減を図る。</p>

土砂

【対象とする災害ハザード情報】

災害ハザード情報	根拠法令	区域設定の目的または内容
ア 地すべり防止区域	地すべり等防止法 第3条第1項	◇地すべり区域と隣接する地域の面積が一定規模以上のもので、河川、道路、官公署、学校などの公共建物、一定規模以上の人家、農地に被害を及ぼすおそれのあるものとして国土交通大臣が指定した区域 (出典：福岡県 県土整備部砂防課)
イ 急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地法 第3条第1項 (※1) 建築基準法 第39条第1項 福岡県建築基準 法施行条例 第3条	◇崩壊するおそれのある急傾斜地（傾斜度が30度以上の土地）で、その崩壊により一定規模以上の人家、官公署、学校、病院、旅館等に危害が生じるおそれのある土地及びこれに隣接する土地のうち、一定の行為を制限する必要がある土地の区域を知事が指定した区域 (出典：福岡県 県土整備部砂防課)
ウ 土砂災害特別警戒区域	土砂災害防止法 第9条第1項 (※2)	◇土砂災害警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域として政令で定める基準に該当する区域 (出典：福岡県 土砂災害警戒区域等について)
エ 土砂災害警戒区域	土砂災害防止法 第7条第1項 (※2)	◇急傾斜地の崩壊、土石流又は地すべりが発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地としての政令で定める基準に該当する区域 (出典：福岡県 土砂災害警戒区域等について)

※1：正式名称は「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」

※2：正式名称は「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」

洪水

災害ハザード情報	根拠法令	区域設定の目的または内容
ア 洪水浸水想定区域		
浸水区域及び 浸水深 (想定最大規模降雨)	水防法 第14条 第1・2項	◇洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域
浸水区域及び 浸水深 (計画規模降雨)	水防法 第14条第3項 水防法施行規則 第2条4	◇国土交通省令で定める事項 ◇河川法施行令に規定する基本高水の設定の前提となる降雨(計画降雨)により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深
浸水継続時間 (想定最大規模降雨)	水防法 第14条第3項 水防法施行規則 第2条3	◇国土交通省令で定める事項 ◇浸水した場合に想定される浸水の継続時間
イ 家屋倒壊等氾濫想定区域		
氾濫流	水防法 第13条の4	◇水防法第13条の4の都道府県知事からの通知をもとにした市町村の長による災害対策基本法第60条第3項に基づく屋内での待機等の安全確保措置の指示等の判断に資するもの(※3)
河岸侵食	水防法 第13条の4	◇家屋の流出・倒壊をもたらすような洪水の氾濫流、洪水時の河岸侵食が発生するおそれがある範囲(※3)
ウ 浸水被害防止区域	特定都市河川浸水被害対策法 第56条	◇高齢者等の要配慮者の方をはじめとする人の生命・身体を保護するため、洪水が発生した場合に著しい危害が生ずるおそれがある区域を、都道府県知事が指定

※3の出典：洪水浸水想定区域図作成マニュアル(第4版)(国土交通省、平成27年(2015年)7月)

内水

災害ハザード情報	根拠法令	区域設定の目的または内容
ア 雨水出水浸水想定区域 浸水区域及び 浸水深	水防法 第14条の2第2項 水防法施行規則 第4条・第4条の2	◇想定最大規模降雨により公共下水道等の排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は当該排水施設から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として市長が指定した区域 ※北九州市では今後、順次指定する予定

高潮

災害ハザード情報	根拠法令	区域設定の目的または内容
ア 高潮浸水想定区域		
浸水区域及び浸水深	水防法 第14条の3 第1・2項	◇想定される最大規模の高潮により氾濫が発生した場合に、浸水が想定される区域及び最大浸水深 ・国内既往最大規模の台風を想定 ・各沿岸に最大規模の高潮を発生させる台風経路を設定 ・高潮と同時に河川での洪水を考慮 ・最悪の事態を想定し、堤防等の決壊を見込む (出典：福岡県高潮浸水想定区域について)
浸水継続時間	水防法 第14条の3第2項 水防法施行規則 第8条3	◇浸水深が50cmになってから50cmを下回るまでの時間。50cmは、高潮時に避難が困難となり孤立する可能性のある水深として設定 (出典：福岡県高潮浸水想定区域について)

津波

災害ハザード情報	根拠法令	区域設定の目的または内容
ア 津波浸水想定区域 浸水区域及び浸水深	津波防災地域づくりに関する法律 第3条第2項第3号 第8条第1項	国土交通大臣により定められた、津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針（以下「基本指針」という）に基づき、かつ、基礎調査の結果を踏まえた、津波があった場合に想定される浸水の区域及び水深 ※津波防災地域づくりに関する法律に基づき定める津波災害警戒区域、津波災害特別警戒区域の基礎資料となる
イ 津波災害特別警戒区域	津波防災地域づくりに関する法律 第72条第1項	基本指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、警戒区域のうち、津波が発生した場合には建築物が損壊し、又は浸水し、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為及び一定の建築物の建築又は用途の変更の制限をすべき土地の区域 ※市内での区域指定なし
ウ 津波災害警戒区域	津波防災地域づくりに関する法律 第53条第1項	基本指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、津波が発生した場合には住民その他の者（以下「住民等」という。）の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域 (出典：福岡県津波災害警戒区域の指定について)

地震

災害ハザード情報	根拠法令等	区域設定の目的または内容
本市に影響のある活断層	福岡県の地震に関する防災アセスメント調査報告書 (H24年3月)	福岡県内の陸域には小倉東断層、福智山断層をはじめ、警固断層、西山断層、水縄断層等が存在する。福岡県の地震に関する防災アセスメント調査報告書では、北九州市に大きな被害を与える活断層は、小倉東断層及び福智山断層があり、小倉東断層でM（マグニチュード）6.9、福智山断層でM7.0の地震が発生し、市内では震度6弱（一部6強）の揺れが想定されている。

【その他の情報】

大規模盛土造成地マップ

大規模盛土造成地マップとは、宅地の造成前と造成後の地形図等を重ね合わせ、標高差から抽出した大規模盛土造成地の概ねの位置とその範囲を示した図面です。

マップに示された箇所が、地震時に必ずしも危険というわけではありません。

※宅地造成を目的とした盛土を規制する「宅地造成等規制法」(旧法)が改正され、造成の目的に関わらず盛土を幅広く規制する「宅地造成及び特定盛土規制法」(新法)が令和5年5月に施行されました。

今後、新法に基づき盛土等の調査を実施する予定です。

(6) 本計画での災害ハザード情報と居住誘導区域との関係性

前項の本市において対象となる災害ハザード情報について、国の考え方との関係性を整理すると次のとおりです。

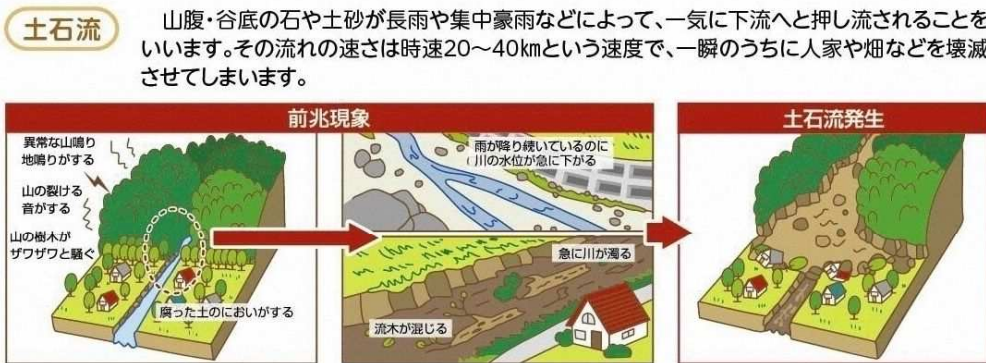
【対象となる災害ハザード情報と居住誘導区域との関係性】

分類	本市で対象となる災害ハザード情報	国土交通省の考え方 (居住誘導区域との関係性)
土砂	ア 地すべり防止区域	都市再生特別措置法第81条第19項、同法施行令第30条により、居住誘導区域に含まないこととされている区域
	イ 急傾斜地崩壊危険区域	
	ウ 土砂災害特別警戒区域	
	エ 土砂災害警戒区域	
洪水	ア 洪水浸水想定区域 ・浸水区域及び浸水深 ：想定最大規模降雨 ：計画規模降雨 ・浸水継続時間 ：想定最大規模降雨	都市計画運用指針により、それぞれの区域の災害リスク、警戒避難体制の整備状況、災害を防止し、又は軽減するための施設の整備状況や整備見込み等を総合的に勘案し、居住を誘導することが適当ではないと判断される場合は、原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき区域
	イ 家屋倒壊等氾濫想定区域 ・氾濫流 ・河岸侵食	
	ウ 浸水被害防止区域 ※市内での区域指定なし	都市再生特別措置法第81条第19項、同法施行令第30条により、居住誘導区域に含まないこととされている区域
内水	ア 雨水出水浸水想定区域 ・浸水区域及び浸水深	都市計画運用指針により、それぞれの区域の災害リスク、警戒避難体制の整備状況、災害を防止し、又は軽減するための施設の整備状況や整備見込み等を総合的に勘案し、居住を誘導することが適当ではないと判断される場合は、原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき区域
高潮	ア 高潮浸水想定区域 ・浸水区域及び浸水深 ・浸水継続時間	
津波	ア 津波浸水想定区域 ・浸水区域及び浸水深	
	イ 津波災害特別警戒区域 ※市内での区域指定なし	都市計画運用指針により、原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき区域
	ウ 津波災害警戒区域	都市計画運用指針により、それぞれの区域の災害リスク、警戒避難体制の整備状況、災害を防止し、又は軽減するための施設の整備状況や整備見込み等を総合的に勘案し、居住を誘導することが適当ではないと判断される場合は、原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき区域
地震	本市に影響のある活断層 ※小倉東断層、福智山断層等	都市計画運用指針により、それぞれの区域の災害リスク、警戒避難体制の整備状況、災害を防止し、又は軽減するための施設の整備状況や整備見込み等を総合的に勘案し、居住を誘導することが適当ではないと判断される場合は、原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき区域

8-2 各災害に関する基本的な考え方

(1) 土砂災害

土砂災害は、がけ崩れ、土石流、地すべりの3種類です。本市では、これまでに多くの土砂災害が発生しており、市域全体に土砂災害特別警戒区域および警戒区域が存在しています。



※ 上記は一般的な前兆現象です。すべての場合において必ず起きるというものではありません。ふだんと違う現象が発生し、少しでも身に危険を感じたら避難するようにしましょう。

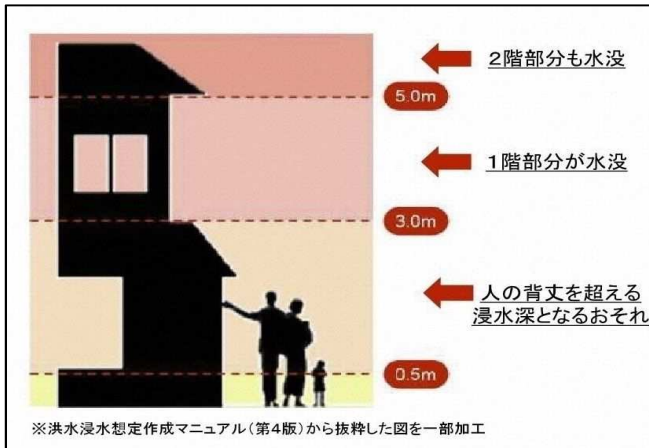
出典：北九州市防災ガイドブック

(7) 浸水（洪水、内水、高潮、津波）

〈浸水深〉

洪水、内水、高潮、津波を起因とする浸水は、程度（浸水深）によって人的被害のレベルが異なるため想定される浸水深からリスクの把握が必要です。

浸水深（m）	浸水深に対する課題
0.5 ～ 3.0	平屋の建物は垂直避難が困難
3.0 ～ 5.0	2階建ての建物は垂直避難が困難
5.0 以上	3階建て以下の建物は垂直避難が困難




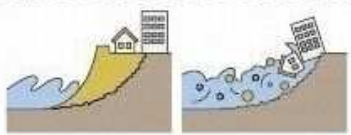
出典：国土交通省
立地適正化計画作成の手引

〈浸水継続時間〉

氾濫水到達後、一定の浸水深（0.5m）に達してからその浸水深を下回るまでの時間を指します。浸水時には停電や上下水道等の機能停止が生じ、長期にわたって浸水が継続する場合は、事前の避難が必要となります。

〈家屋倒壊等氾濫想定区域〉

河川が氾濫した際に、堤防決壊による倒壊のおそれがある区域を言います。

氾濫流		流速が速い場合、 木造家屋は倒壊するおそれがあります。
河岸侵食		地面が削られ家屋は 建物ごと崩落するおそれがあります。

出典：北九州市防災ガイドブック

(8) 災害時の避難場所

本市では、災害時に避難することができる施設や公園を、予定避難所または一時避難地として指定しています。

※予定避難所・一時避難地によって、適応災害種別が異なります。

予定避難所	災害時に避難者が発生した場合、その受入について、理解と協力を得ることが出来る施設（市民センター、学校など）
一時避難地	地域住民が一時的に避難して災害をやり過ごす場所、又は、予定避難所等へ避難するための集合場所となる、学校、公園等の公共のオープンスペース